

第 91 期 中 間 決 算 公 告

平成22年12月24日

札幌市中央区大通西4丁目1番地
株式会社 北海道銀行
取締役頭取 堰八 義博

中 間 貸 借 対 照 表 (平成22年9月30日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
現 金 預 け 金	90,434	預 金	3,890,360
コ ー ル ロ ー ン	52,514	譲 渡 性 預 金	40,984
商 品 有 価 証 券	2,641	借 用 金	80,000
金 銭 の 信 託	4,421	外 国 為 替	64
有 価 証 券	1,115,754	社 債	15,000
貸 出 金	2,857,473	そ の 他 負 債	57,272
外 国 為 替	5,311	未 払 法 人 税 等	2,831
そ の 他 資 産	91,879	リ ー ス 債 務	876
有 形 固 定 資 産	32,305	資 産 除 去 債 務	62
無 形 固 定 資 産	2,495	そ の 他 の 負 債	53,503
繰 延 税 金 資 産	19,384	退 職 給 付 引 当 金	6,825
支 払 承 諾 見 返	30,550	役 員 退 職 慰 労 引 当 金	129
貸 倒 引 当 金	△ 24,977	偶 発 損 失 引 当 金	581
		睡 眠 預 金 払 戻 損 失 引 当 金	726
		支 払 承 諾	30,550
		負 債 の 部 合 計	4,122,497
		(純 資 産 の 部)	
		資 本 金	93,524
		資 本 剰 余 金	16,795
		資 本 準 備 金	16,795
		利 益 剰 余 金	37,552
		利 益 準 備 金	4,503
		そ の 他 利 益 剰 余 金	33,048
		繰 越 利 益 剰 余 金	33,048
		株 主 資 本 合 計	147,871
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	9,821
		評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	9,821
		純 資 産 の 部 合 計	157,693
資 産 の 部 合 計	4,280,190	負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	4,280,190

中間損益計算書 (平成22年4月1日から
平成22年9月30日まで)

(単位：百万円)

科 目	金	額
経 常 収 益		44,827
資金運用収益	32,176	
(うち貸出金利息)	(26,932)	
(うち有価証券利息配当金)	(5,071)	
役務取引等収益	7,686	
その他業務収益	4,151	
その他経常収益	812	
経 常 費 用		38,129
資金調達費用	3,448	
(うち預金利息)	(2,753)	
役務取引等費用	3,520	
その他業務費用	1,421	
営業経費	23,032	
その他経常費用	6,707	
経 常 利 益		6,697
特 別 利 益		9
特 別 損 失		118
税引前中間純利益		6,588
法人税、住民税及び事業税	2,552	
法人税等調整額	61	
法人税等合計		2,613
中 間 純 利 益		3,974

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項

1. 商品有価証券の評価基準及び評価方法
商品有価証券の評価は、時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)により行っております。
2. 有価証券の評価基準及び評価方法
 - (1) 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、子会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のある株式については中間期末前1カ月の市場価格の平均に基づく価格、それ以外については中間決算日における市場価格等に基づく時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。
なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
 - (2) 金銭の信託において信託財産を構成している有価証券の評価は、上記1.及び2.(1)と同じ方法により行っております。
3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法
デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。
4. 固定資産の減価償却の方法
 - (1) 有形固定資産(リース資産を除く)
有形固定資産は、定率法(ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く。))については定額法)を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。
また、主な耐用年数は次のとおりであります。
建 物 6年～50年
その他 3年～20年
 - (2) 無形固定資産(リース資産を除く)
無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間(5年)に基づいて償却しております。
 - (3) リース資産
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法によっております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。
5. 引当金の計上基準
 - (1) 貸倒引当金
貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。
破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下「実質破綻先」という。)に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。
上記以外の債権については、一定の種類ごとに分類し、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。
すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。
なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は42,395百万円であります。

(2) 退職給付引当金

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間期末において発生していると認められる額を計上しております。なお、退職給付信託を設定しております。また、数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。

数理計算上の差異：各発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（9年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌期から損益処理

なお、会計基準変更時差異（11,587百万円）については、15年による按分額を費用処理することとし、当中間期においては同按分額に12分の6を乗じた額を計上しております。

(3) 役員退職慰労引当金

役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払に備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当中間期末までに発生していると認められる額を計上しております。

(4) 偶発損失引当金

偶発損失引当金は、信用保証協会における責任共有制度等に基づく、将来発生する可能性のある負担金支払見込額を計上しております。

(5) 睡眠預金払戻損失引当金

睡眠預金払戻損失引当金は、利益計上した睡眠預金について預金者からの払戻請求に基づく払戻損失に備えるため、過去の払戻実績に基づく将来の払戻損失見込額を計上しております。

6. 外貨建資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産・負債は、主として中間決算日の為替相場による円換算額を付しております。

7. リース取引の処理方法

所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年4月1日前に開始する事業年度に属するものについては、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。

8. ヘッジ会計の方法

(1) 金利リスク・ヘッジ

金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法として、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号。）に規定する繰延ヘッジによる会計処理、あるいは金利スワップの特例処理を行っております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の（残存）期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。また、キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係の検証により有効性の評価をしております。

(2) 為替変動リスク・ヘッジ

外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号。）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

9. 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税（以下、消費税等という。）の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当中間期の費用に計上しております。

中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更

（資産除去債務に関する会計基準）

当中間期から「資産除去債務に関する会計基準」（企業会計基準第18号平成20年3月31日）及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第21号平成20年3月31日）を適用しております。

これにより、経常利益は1百万円、税引前中間純利益は30百万円それぞれ減少しております。

表示方法の変更

（中間貸借対照表関係）

前中間期において、「その他負債」の「その他の負債」に含めて表示しておりました「役員退職慰労引当金」は、その重要性が増したため、当中間期より区分掲記しております。

なお、前中間期の「役員退職慰労引当金」は3百万円であります。

注記事項

（中間貸借対照表関係）

1. 関係会社の株式及び出資金総額 3,545百万円
2. 貸出金のうち、破綻先債権額は2,927百万円、延滞債権額は55,948百万円であります。
 なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。
 また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。
3. 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は847百万円であります。
 なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。
4. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は7,303百万円であります。
 なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。
5. 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は67,026百万円であります。
 なお、上記2. から5. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
6. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号）に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、16,919百万円であります。
7. 担保に供している資産は次のとおりであります。
 担保に供している資産

有価証券	122,631百万円
担保資産に対応する債務	
預金	12,075百万円
借用金	33,000百万円

 上記のほか、為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券117,365百万円を差し入れております。
 また、その他資産のうち先物取引差入証拠金は7百万円、保証金は2,478百万円あります。
8. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、967,432百万円あります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが960,695百万円あります。
 なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じておりま

す。

9. 有形固定資産の減価償却累計額 35,338 百万円
10. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金 47,000 百万円が含まれております。
11. 社債は、劣後特約付社債であります。
12. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する当行の保証債務の額は 37,115 百万円であります。
13. 1株当たりの純資産額 212 円 01 銭
14. 銀行法施行規則第 19 条の 2 第 1 項第 3 号ロ (10) に規定する単体自己資本比率（国内基準）は、10.68% であります。

（中間損益計算書関係）

1. 「その他経常費用」には、貸倒引当金繰入額5,171百万円、株式等償却786百万円を含んでおります。
2. 1株当たり中間純利益金額 6円51銭
3. 潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額は、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

（有価証券関係）

1. 満期保有目的の債券（平成 22 年 9 月 30 日現在）

	種類	中間貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
時価が中間貸借 対照表計上額を 超えるもの	国債	15,143	15,997	853
	社債	33,491	34,003	511
	その他	1,196	1,198	1
	小計	49,831	51,198	1,366
時価が中間貸借 対照表計上額を 超えないもの	国債	—	—	—
	社債	12,880	12,840	△39
	その他	3,997	3,988	△8
	小計	16,877	16,829	△47
合計		66,709	68,027	1,318

2. 子会社・子法人等株式及び関連法人等株式（平成 22 年 9 月 30 日現在）

子会社・子法人等株式及び関連法人等株式（中間貸借対照表計上額 子会社・子法人等株式 2,434 百万円、関連法人等株式一百万円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

3. その他有価証券 (平成 22 年 9 月 30 日現在)

	種類	中間貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
中間貸借対照表 計上額が取得原 価を超えるもの	株式	13,349	9,107	4,242
	債券	891,091	872,185	18,905
	国債	613,084	600,037	13,046
	地方債	146,045	142,724	3,320
	社債	131,961	129,423	2,537
	その他	23,907	23,717	190
	小計	928,348	905,010	23,337
中間貸借対照表 計上額が取得原 価を超えないもの	株式	17,729	20,204	△2,475
	債券	70,253	70,478	△225
	国債	56,907	57,068	△161
	地方債	7,837	7,838	△0
	社債	5,507	5,571	△64
	その他	25,578	29,354	△3,776
	小計	113,560	120,037	△6,477
合計		1,041,908	1,025,048	16,860

(注) 時価を把握することが極めて困難と認められるその他有価証券

	中間貸借対照表計上額 (百万円)
非上場株式	4,701
非上場外国証券	0
合計	4,701

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

4. 減損処理を行った有価証券

有価証券(売買目的有価証券を除く。)で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって中間貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当中間期の損失として処理(以下「減損処理」という。)しております。

当中間期における減損処理額は、765百万円(うち、株式765百万円)であります。

また、「減損処理」は、資産の自己査定における有価証券の発行会社の区分ごとに次のとおりとしております。

破綻先、実質破綻先、 破綻懸念先、要注意先	時価が取得原価に比べ下落
正常先	時価が取得原価の50%以上下落、又は、時価が取得原価の30%超50%未満下落かつ市場価格が一定水準以下で推移等

なお、要注意先とは今後管理に注意を要する債務者であり、正常先とは、破綻先、実質破綻先、破綻懸念先及び要注意先以外の債務者であります。

(金銭の信託関係)

1. 満期保有目的の金銭の信託 (平成 22 年 9 月 30 日現在)

該当ありません。

2. その他の金銭の信託（運用目的及び満期保有目的以外）（平成 22 年 9 月 30 日現在）

	中間貸借 対照表 計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)	うち中間貸 借対照表計 上額が取得 原価を超え るもの (百万円)	うち中間貸 借対照表計 上額が取得 原価を超え ないもの (百万円)
その他の金銭の信託	400	400	0	0	—

(注) 「うち中間貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの」「うち中間貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの」はそれぞれ「差額」の内訳であります。

(税効果会計関係)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生 of 主な原因別の内訳は、それぞれ以下のとおりであります。

繰延税金資産

貸倒引当金損金算入限度超過額	20,668	百万円
退職給付引当金	4,997	
有価証券評価損否認額	1,571	
減価償却損金算入限度超過額	936	
未払事業税	246	
その他	<u>1,989</u>	
繰延税金資産小計	30,408	
評価性引当額	<u>△ 2,377</u>	
繰延税金資産合計	28,030	
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額	7,039	
退職給付信託	1,466	
その他	<u>139</u>	
繰延税金負債合計	<u>8,646</u>	
繰延税金資産の純額	<u>19,384</u>	百万円